

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法（平成25年））

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的に影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該児童の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

2 本校の取組

(1) いじめ問題の確認

- 全教職員がいじめ問題の重要性を認識し、校内指導体制を確立する。

※発生件数から認知件数に変更

- 児童の心身に大きな影響を及ぼす深刻な問題であり「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」ことであるとの強い認識に立つ。
- 児童理解全体会等の時間を利用し、全職員で共通理解して取り組む。
- 重大事態について認識する。

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、^{※1}心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が^{※2}相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態

※1 例：児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な障害を負った場合等

※2 「相当の期間」とは、年間30日を目安。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する。

(2) 悩みを受け入れる場づくり

- 児童理解に努め、児童との間に信頼関係をつくる。
- いつでも相談できる雰囲気作りと教育相談の場を作る。
- 「子ども理解支援シート」の活用や個人面談を通し、実態の把握に努める。
- 毎月10日までにいじめアンケート・生活アンケート（南っ子アンケート）の実施
(用紙に回答) (グーグルフォームで回答)

(3) いじめを生まない学級づくり

- 学級の中に「いじめを許さない」という土壌を育成していく。
- 一人一人の児童の存在感やよさを認識させる。
- 明るい雰囲気作りに努める。
- 一人一人を大切に授業づくりをする。
- 道徳教育と体験活動の充実

3 いじめ問題への対応と指導

(1) 構成

校長・教頭・教務・生徒指導主任・養護教諭を常設とする。(必要に応じて関係職員も参加)

(2) 常会

1ヶ月に1回、児童理解全体会を開く。

(3) 臨時会

生徒指導上の問題が起こった場合、校内対策委員会を開き、常会の構成員で臨時会をもち対策について検討する。

